

# 新型コロナウイルス感染症 により経営の影響を受けている

# 病院

の皆様へ



神奈川県で経営支援策（融資・コンサルティング支援）を始めました！

## 1 ① 新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営安定化融資制度

神奈川県  
中小企業制度  
融資**対象外**  
の病院への融資

取扱金融機関  
の所定金利から  
当初3年間

**2** %引き下げ

**資本性  
劣後ローン**  
にも対応

対象	次の条件を満たす県内の医療機関 ① 新型コロナウイルス感染症の影響により直近3か月のうちいずれか1か月の医業収入又は医業利益が新型コロナウイルスの影響を受ける前のいずれかの月と比較して10%以上減少していること。 ② 神奈川県中小企業制度融資の対象外であること（常時使用する従業員数が、法人：300人超、個人：100人超）。 ③ 開設者が県、市町村、地方独立行政法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人労働者健康安全機構、又は公立大学法人でないこと。
融資限度額	10億円（1病院あたり）
資金使途	運転資金、赤字補填資金等 （資本性劣後ローンの場合に限り、借換資金も可）
利率	当初3年間：取扱金融機関の所定金利から2%引き下げ※ 4年目以降：取扱金融機関の所定金利
融資期間	1年超10年以内 ただし、資本性劣後ローンとする場合は5年超15年以内
返済方法	分割返済（3年以内の据置き可）又は期限一括償還 ただし、資本性劣後ローンとする場合は、期限一括償還を基本とする。
担保・保証人	必要に応じて
実施期間	令和3年3月31日まで（融資実行日で整理）

※金利とは別に取扱金融機関所定の手数料等が生じる場合があります。 審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

### 資本性劣後ローンとは・・・？

- 元金は最終期限一括でのご返済となり、最終回までは、利息のみの支払いとなります。
- 業績に応じて金利が設定される仕組みとなっており、赤字のときは金利負担が小さくなります。そのため、安定的な返済計画を立てることができます。
- 資本性劣後ローンによる借入金は、法的倒産時には、償還順位が他の全ての債務に劣後します。

⇒ これらの特徴を備えることにより資本に近い性質を持つため、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができ、民間金融機関からの融資を受けやすくなります。

## 融資申込の流れ



病院

① 融資相談・申込

② 与信審査・書類準備

③ 融資実行



金融機関

金融機関の金利引き下分  
を県が補助

補助



県

申込の流れ・必要書類については、  
お取引のある又は最寄りの取扱金融機関\*にご相談ください。

## 2 (新) 新型コロナウイルス感染症対応医療機関経営改善支援事業

経営改善のためのコンサルティングに要する経費の

2/3 以内の額を助成(一病院当たりの補助額上限6,666,000円)

活用例

院外・院内の状況を分析し、今後の  
**経営改善に向けた  
アクションプランを作成する**

今後の様々なリスクに対処できるよう  
シナリオ分析を行い、  
**より強靱な経営戦略を策  
定する**

対象

次の条件を満たす県内の医療機関

- ① 神奈川県中小企業制度融資の対象外であること(常時使用する従業員数が、法人：300人超、個人：100人超)。
- ② 開設者が県、市町村、地方独立行政法人、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、独立行政法人労働者健康安全機構、又は公立大学法人でないこと。

申請方法

それぞれの病院にて  
コンサルティング業者(委託先)を選定。  
経営改善策を相談

必要書類を県に提出

(必要書類については県のHPをご確認ください。)

期限

令和3年1月29日 (県への申請書提出日)

提出先

iryō-keieishien.b6bj@pref.kanagawa.jp

◆◇ 1の融資制度と同時にお使いいただくことが可能です! ◆◇

※ 1の融資制度の取扱金融機関は、県のHPにてご確認ください。  
(2の経営改善支援事業の申請書等についても掲載しています。)

神奈川県 病院 融資制度

検索

問合せ先

健康医療局保健医療部医療課 地域包括ケアグループ  
045-210-4865

## ★中小企業向けの制度はこちら！★

医療機関であれば、常時使用する従業員が法人：300人以下、個人100人以下の場合が該当します。

### 3 神奈川県中小企業制度融資 新型コロナウイルス感染症対応資金



#### ポイント

**実質3年間無利子※・無担保・据置最大5年**の  
神奈川県中小企業制度融資です。**保証料は半額又はゼロ**です。

※事業者の皆様がお支払いした所定金利については、事後的に相当分をキャッシュバックします。

#### 対象要件

**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定書**が必要です。売上減少幅によって取得できる認定が異なります。

ご利用いただける方	いずれかの認定を受けた中小企業者等		
	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	危機関連保証
融資限度額	3,000万円→ <b>4,000万円（6月15日から引上げ）</b>		
資金使途	運転資金・設備資金		
融資期間	10年以内（据置期間5年以内を含む）		
融資利率	2年以内 : 1.2% 2年超5年以内 : 1.4% 5年超10年以内 : 1.6%	1年超5年以内 : 1.6% 5年超10年以内 : 1.8%	2年以内 : 1.2% 2年超5年以内 : 1.4% 5年超10年以内 : 1.6%
保証人	法人の代表者を除き原則不要 (法人の代表者についても、一定要件①法人・個人分離、②資産超過を満たせば不要)		
担保	不要		

#### 利子補給・信用保証料

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主（小規模※のみ）	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者（上記除く）	保証料0.425%	保証料ゼロ・金利ゼロ

注意：条件変更による保証料の増額分と延滞に伴い生じる遅延損害金は事業者負担となります。

※小規模企業者とは、医業を主たる事業とする場合、常時使用する従業員数が以下の条件を満たす方をいいます。

法人----- 20人以下

個人----- 5人以下

裏面をよくあるお問合せにお答えします。



### 売上高減少要件はどのように判断しますか？

売上高減少要件は、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定要件と連動しておりますので、

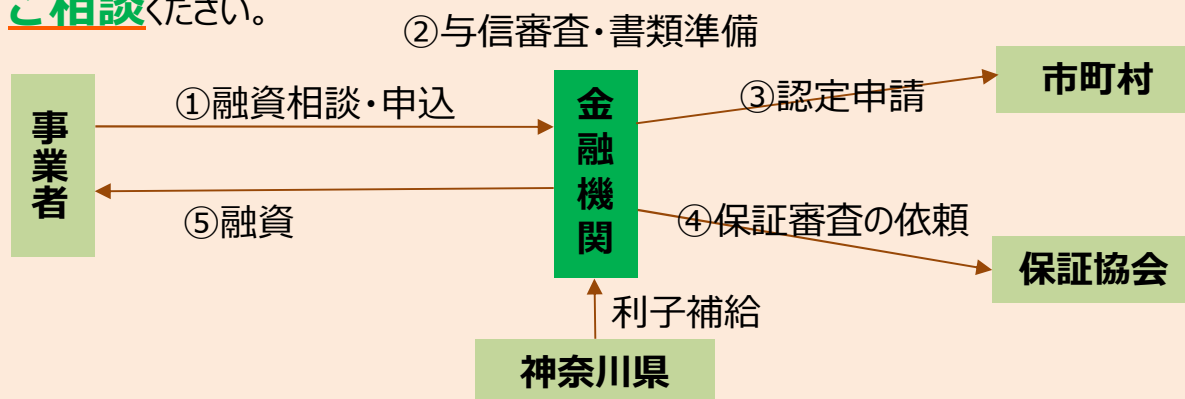
**セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証いずれかの認定書を取得**してください。



### 融資申込みの流れはどのようになりますか？

主に以下のような流れとなります。（一部異なる流れとなる場合もございます）

**お取引のある又は最寄りの中小企業制度融資取扱金融機関※にご相談**ください。



### 融資申込みに必要な書類を教えてください。

- ① **市町村認定書**（セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれか）
- ② **金融機関必要書類**
- ③ **保証協会必要書類** など

具体的にどのような資料が必要となるかは、中小企業制度融資取扱金融機関※へご相談ください。



### 取扱期間はいつまでですか？

**令和2年12月31日まで**です。まずは**お取引のある又は最寄りの中小企業制度融資取扱金融機関※にご相談**ください。

令和2年12月31日までに保証申込受付をし、令和3年1月31日までに融資実行された分まで。

※ 3の中小企業制度融資取扱金融機関は、県のホームページにてご確認ください。

神奈川県 新型コロナウイルス 制度融資

検索

問合せ先  
産業労働局 中小企業部金融課  
融資グループ  
045-210-5677